一般国道	百六十八号	五條市大塔町小代三百九十三番二から同市大塔町阪本三百七十七番三まで
福井県道	丸岡川西線	坂井市坂井町福島二十二字国山田九番から同市丸岡町八ツ口四十九字北八ツ口五番一まで
兵庫県道	加古川小野線	加古川市八幡町上西条三百六番二百三十五から小野市池尻町六百二十八番二十四まで
一般国道	四百九十号	美祢市美東町絵堂字黒杭二千百六十七番から萩市大字椿字田村二千二百三十一番一まで
長崎県道	奥ノ平時津線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷字フタマタ二千三百三十五番七から同町野田郷字長谷九百十三番三まで

○国土交通省告示第五百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表の一の項指定をした日欄中「平成二十一年五月十一日」を「平成二十六年五月十三日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十一年五月十三日」を「指定をした日」に改める。

○国土交通省告示第五百五十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号	22
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称	日本外壁仕上業協同組合連合会
(三) 変更後の代表者の氏名	野口　陽一
(四) 変更年月日	平成二十五年二月二十七日

○国土交通省告示第五百五十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号	23
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称	一般社団法人全国ダクト工業団体連合会
(三) 変更後の代表者の氏名	田村　行雄
(四) 変更年月日	平成二十二年七月八日

○防衛省告示第九十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十六年五月十五日　防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から二一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	平成二十六年五月二十五日から同年八月三十一日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業の禁止

○関東地方整備局告示第二百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人神奈川県建築安全協会

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	高瀬　博光
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十六年三月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	山田　満

(2)　変更年月日　平成二十六年四月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岩村三喜男
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十六年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十五日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類、路線名及び道路の位置　一般国道　六号　茨城県高荻市高浜町一丁目地先から茨城県北茨城市大津町北町地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住　所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容　「兼用工作物管理協定」及び「一般国道六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年三月十一日から当該協定の存続する日まで